平成２５年（フ）第１３９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1273番地７
債務者　永田　美江（旧姓濱砂・白井）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　孝浩
4　破産債権の届出期間　平成25年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７９号
北海道二海郡八雲町住初町58番地
債務者　菅野　　勇
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１８８号
北海道北斗市七重浜７丁目７番12号　コーポキャメル102
債務者　伊藤　奈緒（旧姓山上）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９９号
住民票上の住所新潟県柏崎市荒浜３丁目５番36号
債務者　品田久美子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２２１号
愛知県安城市大東町６番16号　市営住宅Ｃ―204、前住所愛知県安城市古井町宮前７番地17
債務者　鈴木　綾子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２７号
埼玉県志木市本町６丁目20番29―303号
債務者　木下さをり
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５６０号
埼玉県川口市飯塚４丁目５番14号　パインハイツ202号、旧住所埼玉県川口市南町２丁目５番17号
債務者　徳丸　光美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５９７号
さいたま市中央区上落合６丁目９番16号
債務者　並木　勝子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５９８号
埼玉県川口市東領家２丁目30番９号
債務者　横尾　一成
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１９号
埼玉県戸田市下戸田１丁目４番21号　サンハウス201号室
債務者　山崎　知穂
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
岡山県倉敷市大島282番地４
債務者　藤田智惠子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
山口県宇部市東平原２丁目10番27―202号　ハイツ有本
債務者　白水　　清
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第４４号
北海道網走郡美幌町字稲美92番地の65　Ｂ棟25号
債務者　佐藤　仁幸
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
群馬県前橋市青柳町260番地16、居所群馬県利根郡川場村生品1861番地
債務者　鳥羽登紀子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６号
群馬県前橋市上泉町1039番地２
債務者　閑野　明定
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４７号
群馬県前橋市上泉町1039番地２
債務者　閑野　陽子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係